平成２９年（フ）第２８号
大分県宇佐市大字蜷木2157番地の２
債務者　吉﨑　睦美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２号
大分県中津市大字伊藤田3100番地
債務者　矢坂　義幸
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
大分県中津市大字伊藤田3100番地
債務者　矢坂多恵子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2015番地19
債務者　長尾真由美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
熊本県阿蘇市小野田1409番地１
債務者　麻生　　孝
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
東京都八王子市川口町544番地
債務者　原田壽美子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４３８５号
東京都世田谷区中町４丁目31―13―102、前住所東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘310
債務者　池内　瑞穂（旧姓笹田・菊地・田中）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６４１号
東京都大田区池上２―15―６―203、住民票上の住所東京都品川区西中延１丁目10―12
債務者　松岡奈津見
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７３号
東京都北区浮間２丁目20―13―304
債務者　高橋二三男
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６９４号
東京都新宿区下落合４丁目７―８―201
債務者　渡邉　徳昌
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６９８号
東京都目黒区青葉台４丁目４―１―202
債務者　石田　敬三
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７０７号
東京都葛飾区金町５丁目33―８
債務者　梶原加代子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７１４号
東京都大田区千鳥３丁目４―８―305
債務者　加藤　敦俊
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１号
東京都狛江市中和泉３―21―３ＡＣＣたまがわ、住民票上の住所神奈川県厚木市関口1012番地１レオパレス一心101
債務者　千徳　隆紀
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
栃木県栃木市片柳町５丁目４番21号
債務者　小滝　芳典
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部